

# 予算編成要領

## 【予算編成に当たって】

(経済環境と財政状況)

- 経済は緩やかな回復基調が続く一方で、人口減少、少子高齢化が進んでおり今後も社会保障関係経費の伸びが見込まれるなど国・地方を通じた財政健全化に向けた道筋は厳しい。
- 本市においては、平成 30 年度の収支確保のため基金取り崩しなどの緊急対策を講じたところであり、令和元年度当初予算編成においても財政調整基金取り崩しや給与カット等の臨時的な対応を講じ収支均衡を図ったところである。
- 将来負担比率は、これまでの取組の成果により改善はしているものの、全市町村の中でも極めて下位にあり、財政調整基金残高は全中核市の中で最下位となるなど、全国の自治体と比較しても本市財政は厳しい状況にある。

[参考：平成 29 年度決算]

将来負担比率	奈良市	161.1% (54 市中 53 位)	中核市平均	57.1%
財政調整基金残高	奈良市	15.4 億円 (54 市中 最下位)	中核市平均	93 億円

(方向性)

- 人口減少社会に対応し、魅力にあふれた「選ばれるまち」の実現に向けた真に必要な施策を遂行するための予算とする。
- 若手職員を含む現場の創意工夫と意見を取り入れ、先例にとらわれず抜本的な見直しを実行する。
- 予定されている消費税率引上げの平年度化や社会保障関係経費の増加など予算編成過程において見込まれる収支不足を解消するとともに、行財政改革を断行し、市債残高の縮減と将来負担比率の改善、財政調整基金の積立てを図ることを軸として財政健全化を進める。
- 予算編成事務に係る長時間労働の慣行を断ち切るよう、早期の政策決定による予算編成事務の効率化と平準化を図る。

## 1. 予算要求の考え方

人口減少に対応し、持続的な発展を目指すとともに、暮らしやすいまちづくりを進めることで市民福祉の向上に尽力する一方、さらなる行財政改革を断行し財政健全化を達成するために、既存事業の意義、役割、手法について改めて見直しを図り、明日の市民生活に寄与すると強く確信を持てる事業に絞り込み、以下の点を意識し予算要求をすること。

- (1) 市民の立場になり、市民の暮らしや現場の声を我が事として受け止め、その改善に情熱を持って臨むこと。
- (2) E B P M (Evidence-based Policy Making) を理解し、各所属長が明確な根拠を持って事業の立案、説明をできるようにすること。
- (3) 目先の業務負担や諸々の調整に労を惜しむことなく、将来の負担を見据えて事業を見直すか否か判断すること。

- (4) 各部局の部分最適を目指すのではなく、庁内横断の協力関係を構築し、市役所全体で一つの大きな価値を生み出すこと。

## 2. 歳入に関する事項

- ①新たな事業のみならず既存の事業についても、決して財源の見逃しのないよう国・県の補助制度・他団体の助成制度について、幅広い視点から検討のうえ、積極的に活用し財源の確保に努めること。（市単独事業で国・県の補助制度がないものについては、関係機関へ積極的に要望を行い、市負担の軽減に努めること。）
- ②歳入の見積りに当たっては、過去の実績、令和元年度の決算見込み、国の予算編成及び社会経済情勢の動向等今後の見通しに十分留意し、適正な計上を図ること。
- ③特に多額の未収債権を抱える歳入については、積極的な徴収対策を講じることにより、収納額及び率の一層の向上に最大限努めること。

## 3. 歳出に関する事項

- ①過去の決算に比べ多額の不用額が生じている事業については、その原因を究明し、所要額を十分に精査したうえ要求すること。
- ②公共施設等の維持補修については、当該施設の今後のあり方を再考しつつ現況を十分に把握し、適正な維持管理を行うこと。
  - ・施設の効用を発揮するための修繕等は所要額を確保すること。（例年の営繕課執行分の修繕料については、令和2年度からは各課より要求すること。）
  - ・緊急性が高いものから実施するなど、計画的かつ効率的な対応に努めること。
- ③歳出の見積りに当たっては、行政と民間の役割、事務事業の必要性を厳しく洗い直し、目的達成のために最も効果的・効率的な方法か、また最少のコスト・人員で実施しているかといった観点から、行政としての責任を果たしつつ、事業実施による効果検証、業務の効率化及び超過勤務の削減を念頭に置いて、最大限の見直しを図ること。（特に、市単独事業については、その必要性など十分に考究し、廃止も検討すること。）
- ④令和元年10月に予定されている消費税率の引上げによる影響を反映した金額を見積もること。

## **【事務処理要領】**

### **4. 予算要求区分**

令和2年度当初予算要求については、全ての施策について令和2年度の事業計画を改めて詳細に構築することとし、そのうえで各事業の今後の方向性を見定め、優先順位の決定や財源の配分など部局内の予算調整を徹底し、各部局・各課の主体性と責任のもと行うこと。

なお、予算要求事務に当たり、要求書の編綴及びシステム入力については、以下のとおり区分して行うものとする。

#### **(1) 投資的経費**

- ①補助事業・単独事業とも、必要最小限の額を見積ること（債務負担行為・継続費既設定分等既定事業を除く。）。ただし、国庫補助・交付金等の本要望の済んでいるものについては要望額とする。
- ②公共施設の機能維持・改修に係る経費については必要箇所の順位づけを行い、緊急性の高い施設の修繕等を優先させるなど、部局内での調整を十分に図り必要額を見積ること。
- ③事業の緊急性、必要性、事業効果、起債による将来負担等を十分検討したうえで、適切な計画のもと計上すること。また、原則、次年度に繰り越すことのないよう、年間計画及び事業量を精査すること。

#### **(2) 新規的経費**

- ①令和2年度から新たに実施する事務事業及び令和2年度から制度等を拡充して実施する事務事業に限る。
- ②特別職非常勤職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員にかかる経費については、人員の必要性や金額の妥当性を再検討し、新規的経費として要求すること。

#### **(3) その他経費**

- ①事業の廃止や手法等の抜本的見直し、事業の組替えを行うことにより、部局内で必要最小限の金額を見積ること。各部局における徹底した見直しと厳しい精査のもと令和元年度当初予算額に相当する額の範囲内で見積もること（②の経費を除く。）とする。
  - ②以下の経費については、必要性・所要額を厳しく見直し、必要最小限の額で見積ること。
    - ・法定受託事務等に係る歳入対応歳出（国庫委託金等による統計調査等）
    - ・人件費（報酬は除く）
    - ・扶助費等（適正な所要額を見積ること）
    - ・特別会計、公営企業会計への繰出金等
    - ・公債費
    - ・市税還付及び還付加算金
    - ・継続費として既に設定されているもの
    - ・事業見直しとして指定されたもの
- ※積極的に制度見直しを図るものとし、見直し額の要求可能額への反映については財政課と協議すること。

## 5. 留意点

- (1) 行財政改革を図るため各部局において職員一人ひとりが自ら行動し変革する意識を持ち、全ての施策の見直しを徹底すること。
  - ①事業見直しに指定された事業については、事業の改廃等を念頭に熟考し見直し等を行うこと。また、条例改正や関係機関との調整が必要な場合は適宜必要な措置を講じること。
  - ②要求に当たり、令和2年度の事業廃止や制度見直し等（事業見直しに指定されたものを除く。）を行う事業については、重点見直しとして総括様式7にあげること。
  - ③新規歳入財源の確保を図り、その効果が認められる場合においては、歳入獲得見込額を要求及び査定額に反映することも可とするので財政課と協議すること。
  
- (2) 独立採算を基本とする特別会計・企業会計については、一般会計からの繰入金・補助金等に財源を求めないこと。いずれの会計においても予算編成方針の趣旨に則り、編成すること。
  
- (3) 外郭団体については、民間事業者と対等に渡りあい競争できる体制を意識し、独自財源の確保に努める等、自助努力による経営の独立性を基本とし自立のための経営改善を促すこと。
  - ①職員の適正配置や組織の合理化を進めるとともに、特に人件費及び物件費等について危機感をもって見直し、人件費については令和元年度当初予算の単価及び総額を上限に見積もり、物件費については、平成30年度実績額及び令和元年度執行予定額を基準に見積ること。
  - ②全庁的に超過勤務の削減に取り組んでいることから、外郭団体においても事業の効率化などを意識し、目標を定め、なお一層の節減に取り組むこと。
  
- (4) 歳入の見積りに当たり、次のとおり留意し的確に計上すること。
  - ①市税、地方交付税、地方譲与税及び各種交付金は、税制改正や地方財政対策の動向を十分見極め、的確な見積額を計上すること。
  - ②使用料及び手数料、分担金及び負担金等は、諸物価の動向や管理運営費等との関係、他市の状況や類似施設の動向を把握したうえで、市民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立って検討し、適正な収入見込額を計上すること。
  - ③国・県支出金は、国県の施策の動向を的確に把握するとともに、国県等の補助制度を担当部署と直接連絡を取るなど怠りなく調査したうえで、その認承が可能となるよう努力し、補助制度全般にわたってあらゆる方策を講じて積極的に財源の確保に努めること。また、補助対象、補助率・負担率、補助単価等の把握に努め、過大見積りや超過負担を招くことがないよう的確な見積額を計上すること。
  - ④市有財産については、具体的な利用計画のない用地の処分や各所管財産の貸付など有効活用を検討すること。

- (5) 歳出については、行政の責任分野と事業の優先順位を改めて見直し、最小限の経費で最大限の行政効果と市民満足度の向上が図られるよう、次の点に留意し選択と集中により効率的な配分を行うこと。
- ①人件費は、超過勤務縮減、退職・育児休業等による節減等を精査し、年間所要額を見積ること。会計年度任用職員等については、業務遂行上の課題を洗い出し、効率的・効果的に活用すること。
  - ②扶助費は、補助・単独を問わず、対象人数・単価等を的確に把握し、国庫補助等を伴うものについては、制度改正の動向、他都市の状況を調査し、市単独のもの（国・県制度への上乗せを含む。）については、制度そのものの継続の合理性について思慮に思慮を重ねたうえで、自己負担額や支給基準等の見直し・廃止を検討し所要額を適正に見積ること。
  - ③物件費等の一般行政経費については、事業の廃止、制度改正等により経費の合理化を進めること。また、補助金については、要望書・事業計画書・収支予算書・決算書を徴し当該団体等の収入・活動状況・留保資金等を確認した上で、補助の必要性や対象経費について、時代の変化や社会情勢も勘案し慣例や先例にとらわれることなく抜本的な見直しを図り公益上必要なもののみ要求すること。また、負担金についても、必要性について慣例や先例にとらわれることなく精査し、見直しを図ること。
- (6) 公共施設等の光熱費については、低圧電力及び都市ガスの現状の契約内容を見直し、入札等による調達を積極的に検討し、光熱費の削減に努めること。
- (7) 会計年度任用職員（※）に係る経費については、現行の業務内容及び業務量、令和2年度の事業計画等を勘案したうえで、その必要性を十分に精査し、人員及び経費について必要最小限の要求を行うこと。なお、会計年度任用職員（現行の臨時職員・パートタイム職員賃金）の報酬（時間外勤務、夜間勤務、休日勤務及び宿日直勤務に係る報酬を含む。以下同じ。）、費用弁償（以下「報酬等」という。）については、社会保険料の事業主となっている課の報酬等及び選挙関係費用など事業に係る報酬等を除き、原則として人事課・教職員課から要求すること。また、その他の会計年度任用職員（現行の嘱託職員賃金）の報酬等については、職務内容の専門性や必要な資格、経験等をもとに、類似団体（中核市等）の平均額等（交通費を除く。）を調査して比較し、金額の妥当性を示したうえで要求することとし、増員については人事課にも事業計画書及び資料を提出すること。（令和2年度から新たに行う事業に係るものを除く。）

ただし、教育委員会における常勤講師、定数内講師については、改正後の臨時的任用職員として給料、手当等を要求すること。

給与費の予算上の取扱いにおける詳細については、別紙「会計年度任用職員制度移行後における給与費の予算上の取扱いについて」を参照のこと。

※地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」の制度が創設される。現行任用されている地方公務員法第3条第3項第3号における特別職非常勤職員、嘱託職員、臨時職員及びパートタイム職員のうち大多数の職員を令和2年度より「会計年度任用職員」へ移行する。

- (8) 令和 2 年度の収支見通し（9 月中旬頃算出予定）により、不足額が生じた場合は、要求額からの更なる見直しの提出を求める。その際は、部局ごとに財政課の示す目標額（令和元、2 年度の各部局の要求額、近年の各部局の予算額等を総合的に勘案して算出する）を超える見直し案を提出すること。
- (9) これまでの包括外部監査及び監査委員からの指摘があった事項について、歳入の増加、歳出の削減、執行科目等、予算に影響を及ぼすものについては、措置を講じたうえで事業計画を見直し予算要求をすること。